

奈良県広域水道企業団設立準備作業部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約(以下「規約」という。)

第4条第2項の規定に基づき、奈良県広域水道企業団設立準備作業部会(以下「作業部会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、規約第4条第1項の事務について、専門的又は分野的な観点から、奈良県広域水道企業団設立準備協議会(以下「協議会」という。)の事務局の指示に基づき連携して調査・検討を行い、幹事会に報告を行うものとする。

(組織)

第3条 作業部会は、以下の構成で組織する。

(1) 分野を横断的に総括し、情報共有・全体調整・取りまとめを行うための作業部会(以下「全体部会」という。)

(2) 所掌する専門分野ごとに設置し、具体的な調査・検討・資料作成を行うための作業部会(以下「専門部会」という。)

(全体部会)

第4条 全体部会は、奈良県水道局広域水道一体化準備室(以下「準備室」という。)の室長及び室長補佐、各市町村の担当課長並びに奈良広域水質検査センター組合の事務局長で組織する。

2 全体部会に部会長及び副部会長を置く。

3 全体部会の部会長は、準備室の室長をもって充て、副部会長は、準備室の室長補佐の職にある者をもって充てる。

4 部会長は、全体部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長の職務を代理する。

6 全体部会の構成員は、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。

(専門部会)

第5条 専門部会は、協議会の事務局長が指名する者で組織する。

2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

3 専門部会の部会長及び副部会長は、協議会の構成団体から募集し、調整のうえ、協議会の事務局長が決定する。なお、部会長は1名とし、その他の者は副部会長とする。

4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長の職務を代理する。

6 専門部会の構成員は、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。

(会議)

第6条 会議は、協議会の事務局長と調整のうえ、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の進行役となる。

3 部会長は、有識者等に対し会議に出席を求めて意見を聴くことができる。

4 専門部会は、必要に応じて、他の関係する専門部会との合同の会議やエリア別、人口規模別等の区分によるブロック会議を開催することができる。

(報告)

第7条 全体部会の部会長は、作業部会の協議の経過及び結果について、幹事会に報告するものとし、必要に応じて、専門部会の部会長に協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 作業部会の庶務は、各部会において処理する。

(経費の支弁の方法)

第9条 第2条の事務の執行に要する費用は、奈良県水道局が負担する。ただし、構成団体に属する職員の参加に係る経費（旅費等）については、その属する構成団体が負担する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、全体部会の部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。